

令和6年度 学校体育施設開放事業について

学校は子どもたちのものです。

決まりを守り、子どもたちの学習に支障がないよう、気を付けてご利用ください。

■ 学校体育施設開放とは

市民の身近なスポーツ活動の施設として、学校教育に支障がない範囲で、市内の小・中・義務教育学校の体育館、校庭等を開放しています。

学校施設を利用しているということを十分ご理解の上、学校側の要望を遵守していただきますようお願いいたします。

■ 利用対象者

次の要件を満たし、教育委員会に届出を行い、登録された団体

1. 構成員が5名以上でそのうち3分の2以上が、市内在住・在勤・在学であること
2. 代表者は、市内在住で18歳以上であること
3. 営利を目的とする活動ではないこと

※「営利」とは、指導者及び団体が会員からの会費・謝金などにより生計の全部または一部を立てていること。

■ 開放日及び開放時間

区 分	施 設 名	開 放 時 間
土・日曜日、祝祭日及び学校の休業日	校 庭	午前9時～午後5時
	体育館等	午前9時～午後9時
平日	校 庭	利用できません
	体育館等	午後5時～午後9時

なお、学校行事、市行事、工事等が最優先されます。やむを得ず急に利用ができなくなる場合がありますので、ご理解のうえご利用ください。(代替施設の用意はありません。)

また、近隣の方の迷惑になることがありますので、利用時間は遵守してください。

■ 利用について

利用する方については次の行為をしないでください。

- ①施設、設備の破損・紛失。
- ②許可された施設・設備以外を利用したり、立ち入ったりすること。
- ③火気の利用。
- ④喫煙・飲酒。
- ⑤学校、近隣の方並びに他の団体に迷惑をかけること。
- ⑥利用時間を守らないこと(準備・片づけ・清掃は利用時間に含む)。
- ⑦施設において、他者の利用を妨げる行為。
- ⑧その他、別紙の「利用上の注意事項」を違反すること。

■ 利用の手順

- 1. 登録** 利用希望団体は、スポーツ振興課へ「利用団体登録書」を提出してください。年度毎に提出が必要です。年度途中に登録内容に変更があった場合は、遅滞なくスポーツ振興課へ報告してください。
※新規利用団体は、施設の空き状況や種目等について、あらかじめ利用を希望する学校に利用可能かご確認のうえご提出ください。
- 2. 予約** あらかじめ利用を希望する学校に連絡し、日程の確認を行ってください。各学校の教頭先生が窓口です。
- 3. 申請** 原則、利用日の7日前までにスポーツ振興課に「学校施設利用許可申請書」を提出してください。
※ 申請は当月分及び翌月分となります。毎月20日(20日が閉庁日の場合は翌平日)以降に、申請月の翌々月分まで申請することができます。

申請方法	許可書の交付方法
窓口	窓口
郵送	郵送
電子申請	窓口もしくは郵送(申請時に選択)

- 4. 提出** 利用する学校へ許可書を提示し、学校から許可をもらってください。

■ 自動体外式除細動器(AED)について

各学校の体育館玄関付近にAEDを設置しております。
緊急時に備えるため、各自であらかじめ設置箇所を確認し、講習等に参加し正しく利用できるようにしてください。

■ その他

- ・ 代表者は上記の内容及び「利用上の注意事項」を熟読し、団員等関係者に周知徹底してください。
- ・ 環境への配慮から、「節電」「節水」「アイドリングストップ」にご協力ください。
- ・ イベント等の一時的な利用の場合は、学校長の判断での利用となりますので、直接学校へご相談ください。
- ・ 多くの団体が利用できるようお互い譲り合って利用してください。

利用上の注意事項

1. 利用時間を厳守し、終了時間までにあと片付けを終え、速やかに退出してください。
(屋外施設 9:00-17:00 屋内施設 平日 17:00-21:00、土日祝日 9:00-21:00)
※ 児童を対象に夜間の利用をする場合には、翌日のお子さまの通学・授業に影響しないよう、退出後、速やかに帰宅し、翌日に備えるようにしてください。
2. 利用にあたっては学校の指示に従い、利用者全員に周知・徹底してください。
3. 学校敷地内は全面禁煙です。また、火気は利用しないでください。
4. 校門付近など学校周辺におきましても、禁煙等のマナーにご協力をお願いします。
5. 車や話し声による騒音にご注意下さい。
6. みだりに飲食し、紙くずなどを散らかさないでください。ごみは持ち帰ってください。
7. 利用後は、必ず清掃を行ってください。
8. 施設設備を破損、又は紛失した場合は、速やかに学校職員及びスポーツ振興課に報告するとともに、原則として利用者の責任において修理又は弁償していただきます。
9. 幼児・児童同伴者は、特に安全に留意してください。
10. 利用前までに必ず学校施設利用許可書の発行を受け、学校へ提示をしてください。
11. 登録内容に変更が生じた場合は、遅滞なくスポーツ振興課へ報告をしてください。
利用者の変更があった場合は必ず登録者名簿の更新をしてください。
12. 車や自転車等を利用の際は、学校敷地内に限らず、安全な速度で走行して下さい。
13. 施設や駐車場等には限りがありますので、譲り合ってご利用ください。また自家用車は必要最低限とし、校内での安全確認と徐行の徹底をお願いします。

以上のことを遵守していただきますようお願いいたします。

なお、違反した場合は利用の許可の取り消し、または停止をさせていただくことがありますのでご承知おきください。